

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第1回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成15年7月24日（木）15：00～16：30

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，恵木 尚，阪本昌成，佐竹靖幸，吉岡 浩（敬称略）

（庶務）岡広島高裁総務課長，奥谷広島高裁総務課課長補佐

（説明者）戸倉広島高裁事務局長

4 議題

- (1) 委員長選出等
- (2) 協議
- (3) 次回等の予定について

5 配布資料

別紙第1記載のとおり

6 議事

(1) 広島高等裁判所長官あいさつ

広島地域委員会の開催に当たり，龍岡資晃広島高裁長官からあいさつがされた。

(2) 委員長選出及び就任あいさつ

委員の互選により，異議なく阪本委員が委員長に選出され，阪本委員長から就任のあいさつがされた。

(3) 委員長代理の指名

委員長から、委員長代理として吉岡委員が指名された。

(4) 委員会議事手続について

今後の広島地域委員会の議事運営に関する手続についての協議がなされ、次のとおりとされた。

ア 委員会の招集は委員長がする。

イ 議事は非公開とする。

ウ 議事の記録方法として、議事要旨を作成する。議事要旨は委員長の承認を経て確定する。

エ 議事要旨は非公開とする。ただし、委員会のスケジュールや一般的な手続・基準に関する議事については、議事要旨を適宜の方法で公開する。

なお、委員の一部から、議事要旨作成について、地域委員会が発足したばかりであること及び委員の引継の必要性を考慮して、当面は若干詳しく記載していただきたい、また、議事要旨案が作成された時点で、事実上、各委員の供閲に付していただきたいとの要望が出された。

おって、委員長が、議事についての守秘義務を各委員に周知した。

(5) 説明者の出席，入室

裁判官の任命手続の実情，広島高裁管内の実情等についての説明が必要であることから，戸倉広島高裁事務局長が説明者として出席することが了承され，入室した。

(6) 協議（■：委員長，○：委員，▲：説明者）

協議に先立ち，説明者（戸倉広島高裁事務局長）から，裁判官の任命手続の実情について，下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第1回）議事要旨添付の参考資料6に基づき説明がされた。

次に，下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）及び地域委員会の役割等について，同参考資料4に基づき説明がされた。

さらに，同説明者から，指名の適否に関する審議の手順・方法に関する指名

諮問委員会の協議の概要について、別紙第1中、「第1事前配布資料」の4「指名の適否について審議する手順・方法について(暫定版)」に基づき説明がされた。

この後、広島地域委員会の情報収集の手順・方法等について協議がなされた。

○：地域委員会としてより多くの情報収集を求められるのは重点審議者であるが、重点審議者になった理由は分かるのか。限られた時間内での情報収集及び提供を行わなければならないので、何が問題になっているのかを知っておく必要があると思われる。

▲：指名諮問委員会から、どのような形で情報収集の依頼があるかによるが、簡略な報告書が送られてくる予定になっているので、それを読めばどこに問題点があり、重点審議者になったのかが分かるようなものになっていると思われる。また、個別に、こういう観点から情報収集してほしいと指示される場合もあるかもしれない。いずれにしても、疑問があれば指名諮問委員会に伺うことは可能である。

○：10年間で異動した何庁かのうち、どの庁で問題があったかどうかは分かるようになっているのか。その場合、前の勤務庁での情報はどのように収集されるのか。

▲：所長の作成する報告書には、10年間の勤務の状況が、人事評価書面に基づいて客観的に記載される予定であるから、人事評価書面に問題点が指摘されていれば、他庁での出来事であっても、現在の所属の所長が作成する報告書にも反映されるはずである。そうなれば、指名諮問委員会の協議結果にもあるように、指名諮問委員会は、必要があれば、他の地域委員会に情報収集の依頼をすることも可能であり、この点は指名諮問委員会が判断すると思われる。

○：所長の作成される報告書がどのようなものなのか、ぜひ見せてもらいたい。従来、裁判所だけで行われてきた裁判官の指名について、国民の意見を反映

させて透明性を確保するという指名諮問委員会及び地域委員会の設置趣旨からすれば、所長の報告書は裁判所内部の問題となってしまう、やはり限界がある。外部からのどのような意見を反映させるかが、地域委員会の主目的であり、この難しさをどうクリアするかが問題となる。地域委員会としては、当然、独自に情報を収集していくというのが筋であると考えているが、裁判官の職権の独立との関係で悩ましい問題があるのも事実である。

▲：現在検討されている裁判官の新しい人事評価制度では、外部の意見も所長等がする人事評価に適切に反映させる方向で検討されていると聞いているので、今後は、これを基に作成される所長の報告書も、それが反映されるものと思われる。

以上の協議を経て、次のとおりの取りまとめがされた。

以下の任命の3類型について、指名諮問委員会が決定した方針に従って情報収集をする。

ア 判事補から判事への任命及び判事の再任の場合

イ 弁護士から判事又は判事補への任命の場合

ウ 司法修習生から判事補への任命の場合

○：基本的な情報収集の方針としては、取りまとめのとおりでよいとしても、地域委員会が必要と考えれば、規則の定めのとおり、独自の情報収集をすることも当然可能であることは確認しておきたい。

■：各委員において、具体的な案件において、必要に応じて個別に判断することはもとより妨げないとの認識でよろしいか。

○：異議なし。

次に、平成16年4月1日付けで裁判官への任官を希望する弁護士について、指名諮問委員会から情報収集の依頼があった点について協議がなされた。

○：従来は、弁護士から任官希望する者について、どのような身上調査をしていたのか。

▲：これまでは、弁護士会からの推薦によっていたので、弁護士会から提出された資料のほか、可能な範囲で、裁判官からも、訴訟活動を通じて把握される資質や能力に関する情報を収集していたと聞いている。

○：各弁護士連合会の中に設置され、数名の市民委員も含まれている弁護士任官適格者選考委員会が、検討して推薦している。今回、任官希望者はその負担に加えて、指名諮問委員会の絞りも受けるということになるので、任官希望者が減るのではないかという恐れがある。

○：弁護士会が推薦した者について、任官適格者と判断した理由については、地域委員会に知らせてもらえるのか。

▲：弁護士会から積極的に理由を知らせてくることもあろうし、地域委員会として必要であれば、弁護士会に情報提供を求めることも考えられよう。

以上の協議を経て、次のとおり取りまとめがされた。

ア 広島高等裁判所，広島高等検察庁，所属弁護士会に対応する地方裁判所，家庭裁判所，地方検察庁及び所属弁護士会に対し，指名候補者の名簿を提供し，所属する裁判官，検察官又は弁護士が任官希望者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には，一定の期間，所属の各個人から，その有する情報を受け付ける旨の周知を依頼する。

イ 依頼文書の文案は，別紙第2のとおりとする。

ウ 任官希望者が作成して指名諮問委員会に提出した担当裁判事件リストが，指名諮問委員会から当地域委員会に提供された場合には，同リストも上記の情報提供依頼先に送付し，裁判官等による情報提供の参考に供する。

○：担当した裁判事件のリストは，9月の地域委員会を見た上で送付してはどうか。

■：情報受付の締切りが10月20日と余裕がないため，リストが到着すれば速やかに裁判所等に提供したい。ただ，送付時期が次回の地域委員会に接近している場合には検討の余地もあるので，その辺りの判断は委員長に一任さ

りたい。

○：できれば事前に見たいので，連絡してもらいたい。

(7) 次回等の予定について

次回の委員会は，9月19日（金）午後1時30分から，次々回の委員会は，11月6日（木）午後1時30分から，それぞれ開催されることとなった。

なお，委員長から，次回期日以降は，差支えがある場合には退席してもらうことを前提に，戸倉高裁事務局長を説明者として陪席させてはいかかとの提案があり，委員の了承を得た。

以 上